

農林水産省における 資源循環の取組

令和6年2月16日

農林水産省

外食・食文化課
食品ロス・リサイクル対策室

コンテンツ

- 食品ロスについて
- 食品リサイクルについて
- プラスチックをめぐる状況
- その他（参考）

食品ロスについて

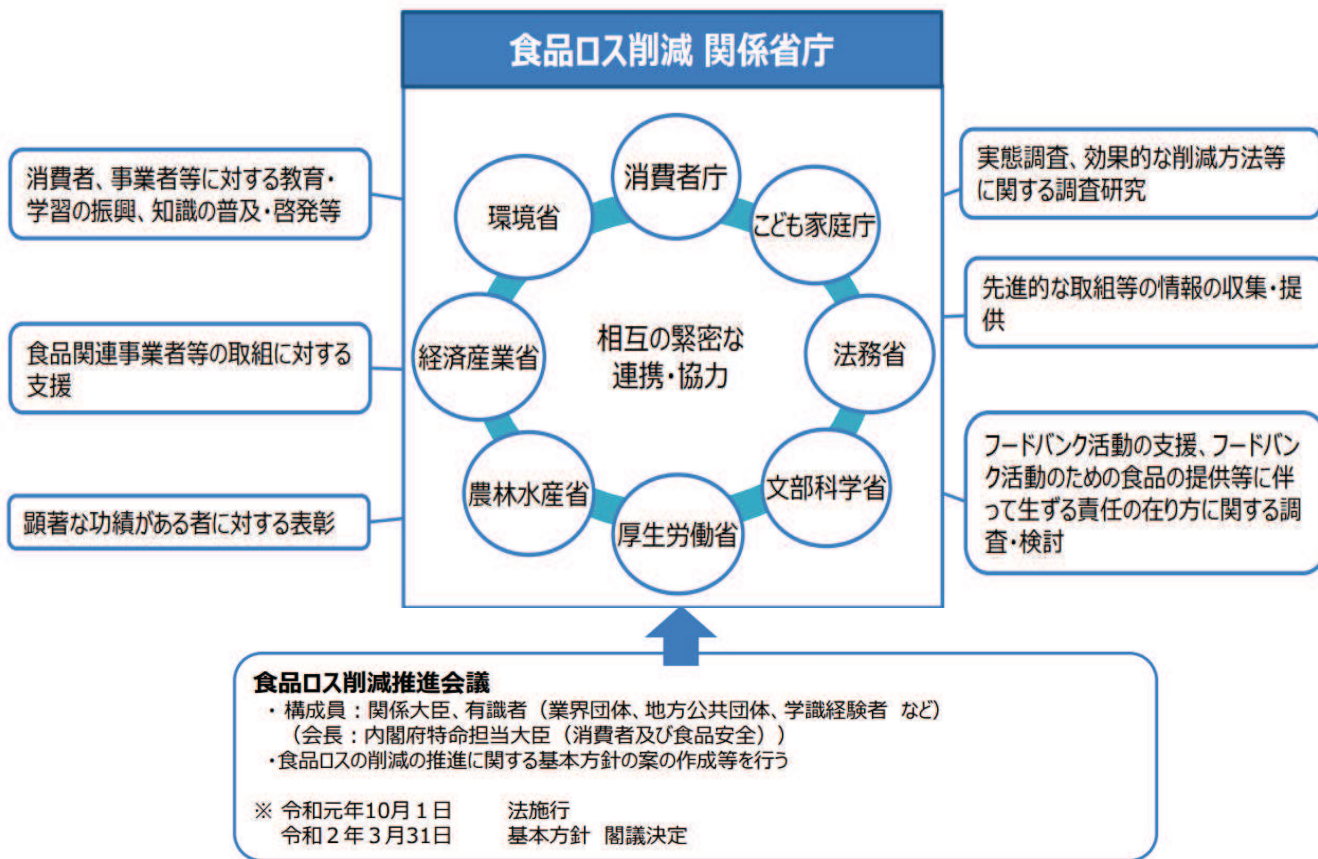
「食品ロスの削減に関する法律」（令和元年法律第19号）

通称：食品ロス削減推進法 令和元（2019）年5月31日に公布され、同年10月1日に施行。

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進

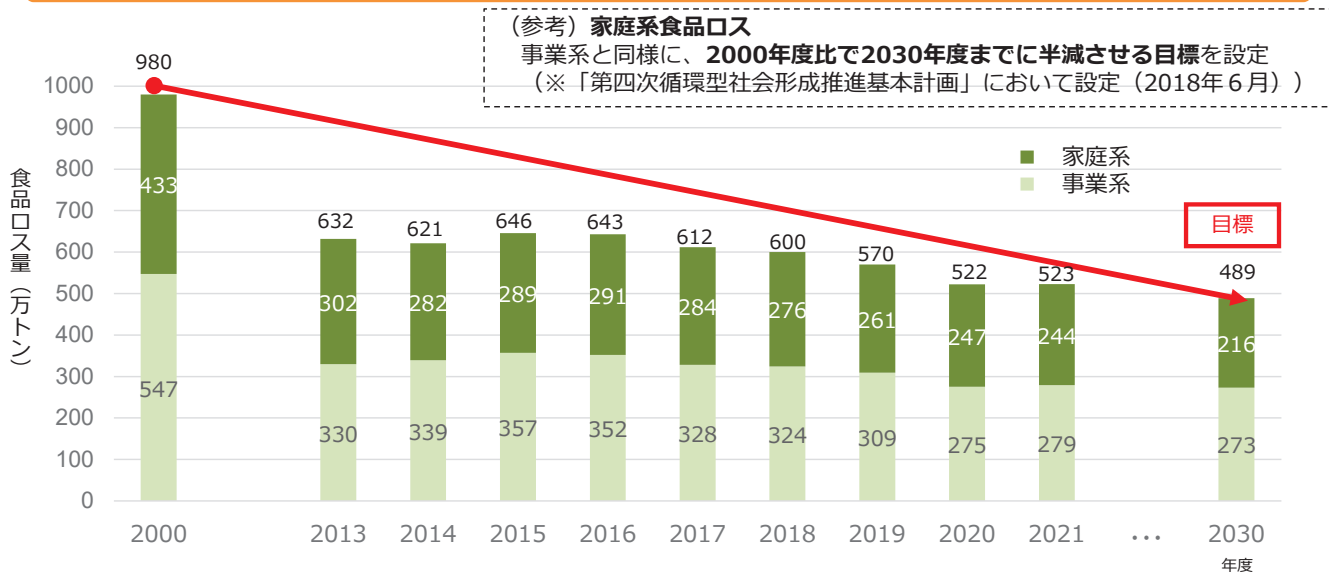
- ✔ **国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力**
- ✔ **食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進**
- ✔ **食品ロス削減月間（10月）**
- ✔ **基本方針**
 - 政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（令和2年3月31日閣議決定）
 - 都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定
- ✔ **基本的施策**
 - 普及・啓発
 - 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報収集・提供
 - 食品事業者等への取組に対する支援
 - フードバンク支援、食品等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査 等
 - 表彰制度
 - 食品ロスの実態調査
- ✔ **内閣府に食品ロス削減推進会議を設置**
(会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）)

食品ロス削減に向けた政府の体制



食品ロス量の推移と削減目標

2030年度に2000年度と比べ、家庭系・事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進。



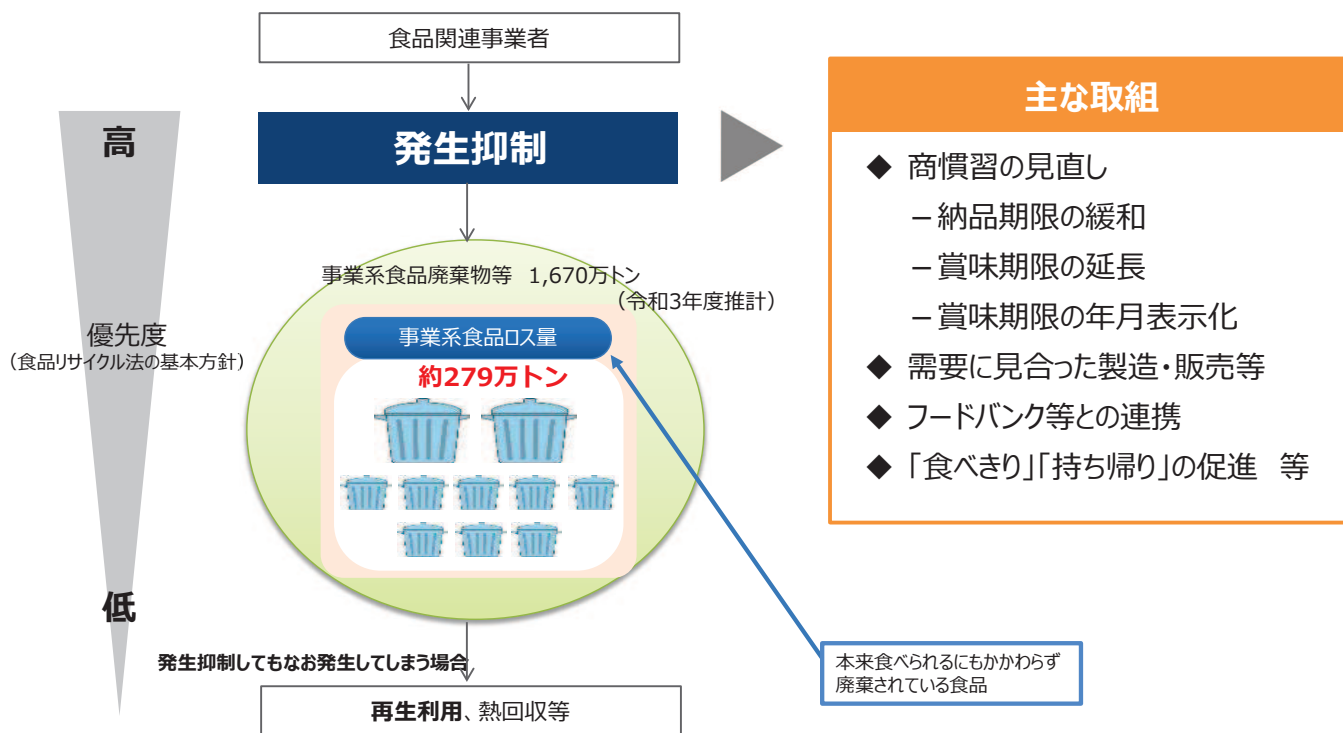
年度	2000	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (/'2000)	2030 (/'2000)
家庭系	433	302	282	289	291	284	276	261	247	244 (▲56%)	216 (▲50%)
事業系	547	330	339	357	352	328	324	309	275	279 (▲51%)	273 (▲50%)
合計	980	632	621	646	643	612	600	570	522	523 (▲53%)	489 (▲50%)

(農林水産省及び環境省 推計) (単位 万トン)
※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

()内の数字は、2000年度と比較した減少率
資料：消費者庁「食品ロス削減関係参考資料」

食品ロス削減に向けた基本的な考え方と取組

- 食品リサイクル法の基本方針では、**食品廃棄物等の発生抑制が最優先**
- 食品廃棄物の発生抑制、食品ロス削減に向けては、商慣習の見直しなど、消費者を含む**フードチェーン全体での取組が重要**。



全国一斉商慣習見直し運動について（令和2年度からスタート）

10月30日は農林水産省が定めた「**全国一斉商慣習見直しの日**」

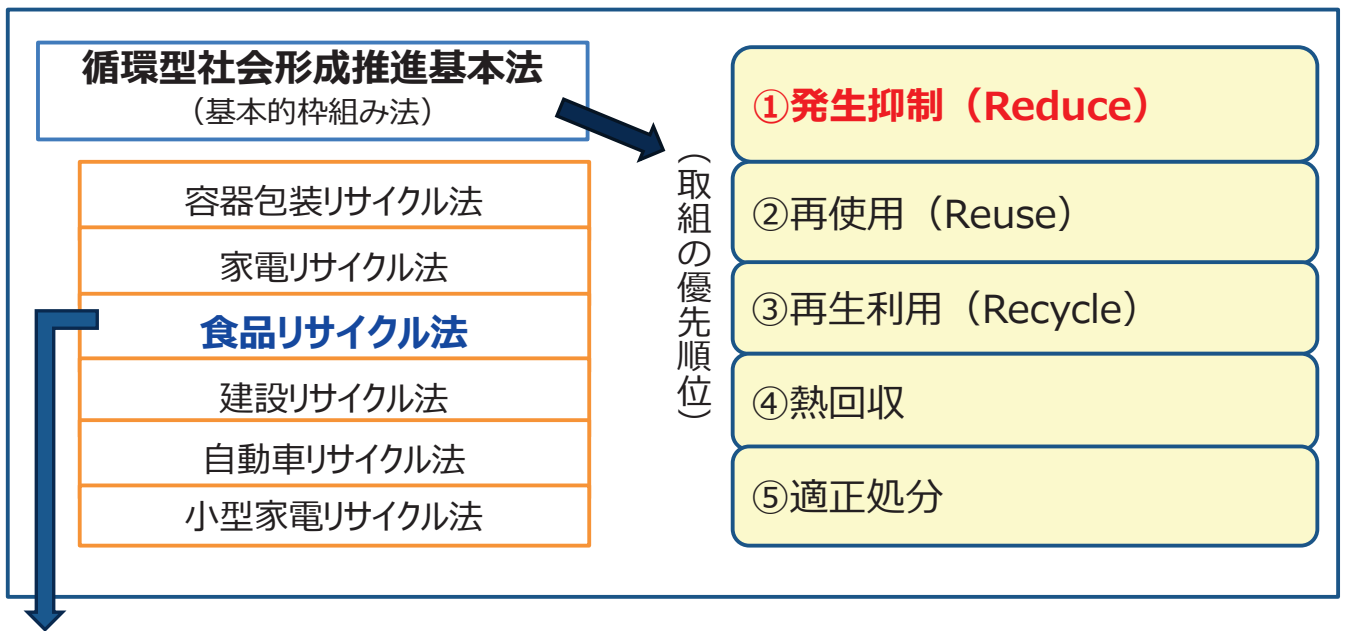
取組内容

- (1) **10月30日を「全国一斉商慣習見直しの日」とし、以下の取組を実施することを、業界団体等を通じて食品関連事業者呼びかけ。**
 - (ア) **食品小売業者**
推奨3品目（※）及びその他の加工食品の**納品期限の緩和**
※ 飲料、賞味期間180日以上菓子、カップ麺
 - (イ) **食品製造業者**
推奨3品目及びその他の加工食品の**賞味期限表示の大括り化**
(年月表示、日まとめ表示)
- (2) 納品期限の緩和、賞味期限表示の大括り化に取り組む企業(今後取り組みを予定している企業を含む)を募集し、**事業者名を公表**
- (3) **企業の食品ロス削減や食品リサイクルの取組を募集し、農林水産省のホームページで公表**

食品リサイクルについて

食品リサイクル法の位置づけ

循環型社会形成の推進



食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程に応じて生じた残さ等の食品廃棄物等について、基本方針を定め、食品関連事業者による取組を促進。



○主務大臣による**基本方針**の策定（令和元年7月）

- 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標**
- 食品廃棄物の再生利用を行う上での優先順位** 等

○再生利用等の促進①

- 主務大臣による**判断基準**の提示（省令）
 - ・再生利用等を行うに当たっての基準
 - ・個々の事業者毎の取組目標の設定
 - ・**発生抑制の目標設定** 等

○再生利用等の促進②

- 食品廃棄物等発生量等の**定期報告義務**
（発生量が年間100トン以上の者）
- 事業者の再生利用等の円滑化
 - ・「**登録再生利用事業者制度**」によるリサイクル業者の育成・確保
 - ・「再生利用事業計画認定制度」による優良事例（**食品リサイクル・ループ**）の形成

○指導、勧告等の措置

- 全ての食品関連事業者に対する指導、助言
⇒（取組が著しく不十分な場合）
前年度の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の者に対する**勧告・公表・命令・罰金**



食品廃棄物の種類と再生利用の手法



業種	食品廃棄物の種類	分別のレベル	リサイクル手法
食品製造	●大豆粕・米ぬか	↑ 容易	飼料化
	●パン・菓子屑		
	●おから等		
	●製造残さ（工場） ●返品・過剰生産分		
食品卸・小売	●調理残さ（店舗）	↓ 困難	肥料化（堆肥化）
	●売れ残り（加工食品）		
	● " （弁当等）		
外食	●調理屑（店舗）	↓ 困難	メタン化
	●食べ残し（店舗）		
家庭	●調理屑	↓ 困難	メタン化
	●食べ残し		

※ 食品廃棄物の種類によっては、リサイクルに不向きなものもある



登録再生利用事業者制度

食品リサイクル法では、食品廃棄物等の再生利用を行うリサイクル業者の育成を図るため、主務大臣が登録を行う登録再生利用事業者制度を措置。

登録制度のメリット

- 食品関連事業者が第三者に委託して再生利用を実施しようとする場合に、委託先の選定が容易になる。
- リサイクル事業に対する社会的な信用や、これに伴う事業の円滑な実施が期待できる。
- 登録を受けた事業場への廃棄物の運搬について、**廃棄物処理法の特例**が一部認められる。
- 肥料取締法及び飼料安全法の特例が一部認められる。

- ① 荷卸しに係る一般廃棄物の運搬業の許可不要
- ② 一般廃棄物処分手数料の上限規制の撤廃

12

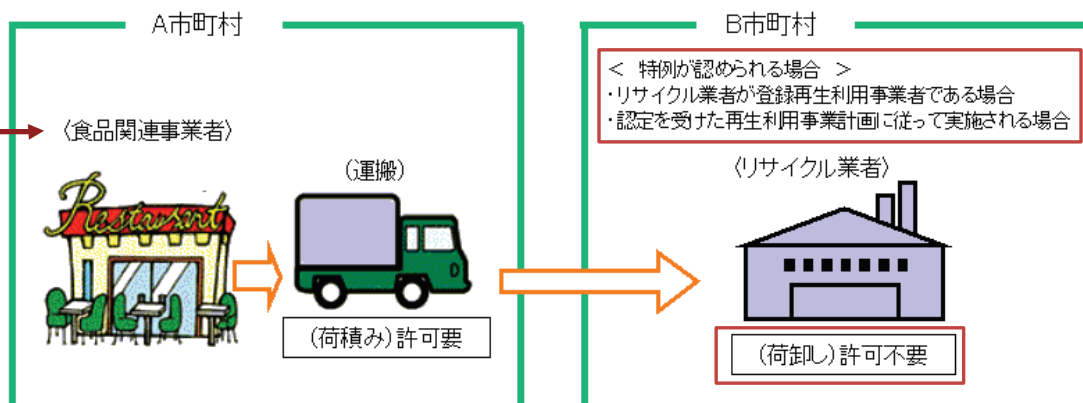
登録再生利用事業者制度と食品関連事業者

登録を受けた事業場への廃棄物の運搬について、**廃棄物処理法の特例の一部**が認められる。

食品関連事業者とは、

- 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
- 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者 【法2条第4項】

【沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業】 【政令第1条】



13

再生利用事業計画認定制度（食品リサイクル・ループ）

食品循環資源の再生利用を促進するためには、発生者である食品関連事業者、リサイクル業者、リサイクル製品を利用する農林漁業者、**3者の連携が必要**。

食品リサイクル・ループ計画の認定

食品関連事業者は、リサイクル事業者、農林漁業者等と共同して、

- ① **特定肥飼料等**の利用
- ② その肥飼料等を利用して生産された**特定農畜水産物等**の利用

に関する計画（リサイクルループ計画）を作成し、認定を受けることができる仕組みを措置。

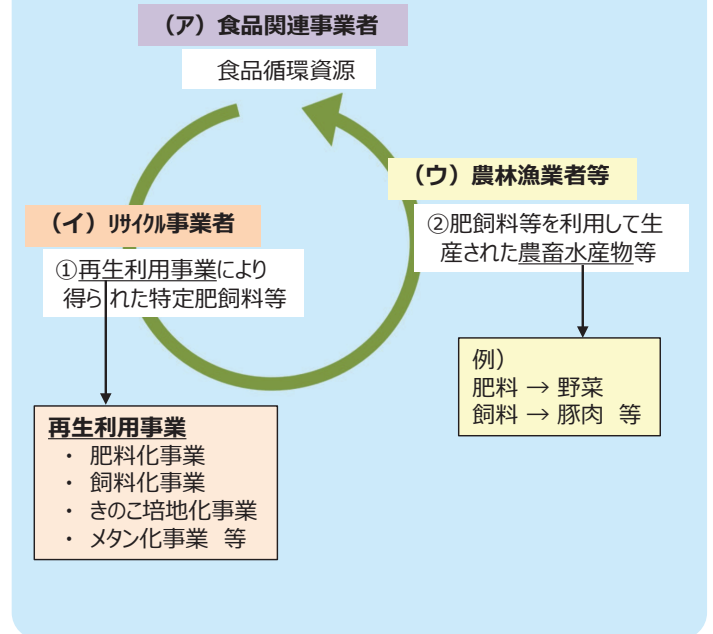
※「**特定肥飼料等**」（法第11条・政令第2条）

- 〔 1 肥料 2 飼料 3 きのご培地
4 炭化還元剤 5 油脂及び油脂製品 6 エタノール 7 メタン 〕

※「**特定農畜水産物等**」（省令第4条）

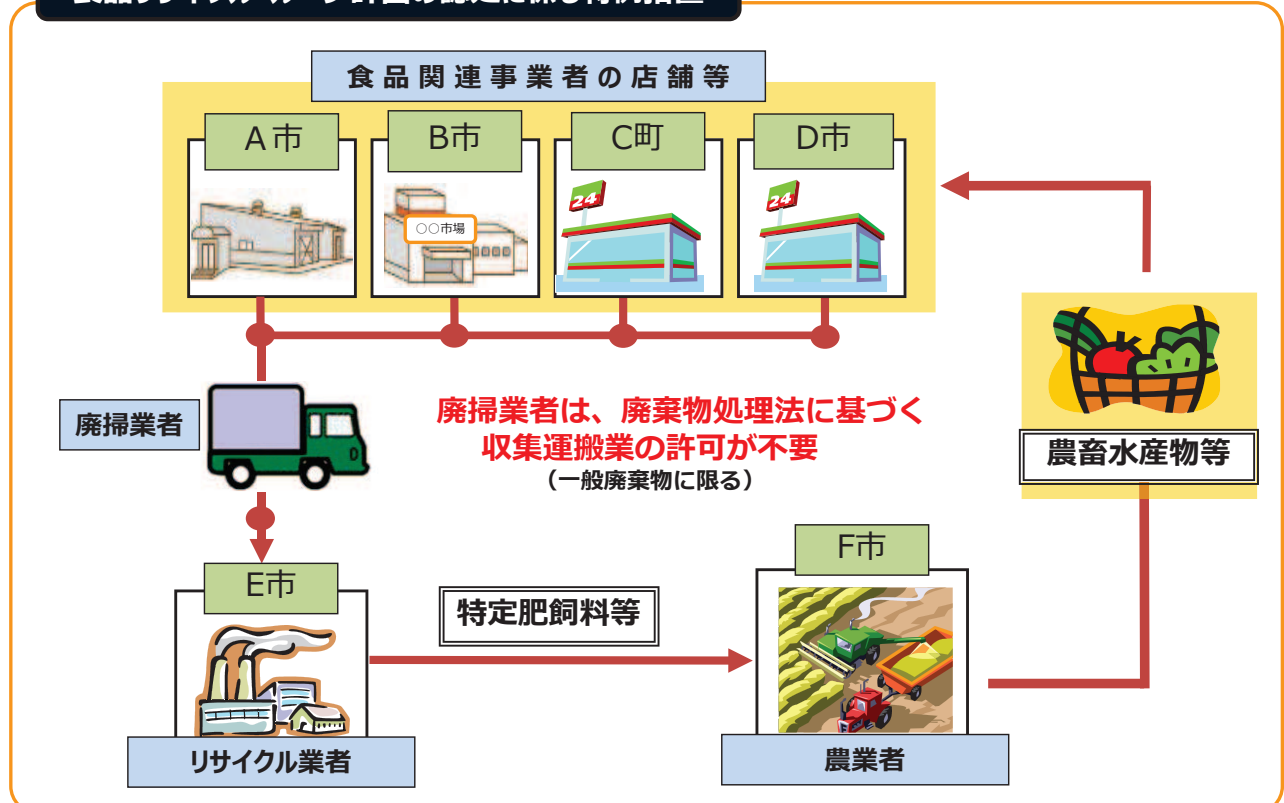
- 〔 ① 特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物
② ①の農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品 〕

食品リサイクル・ループ計画のイメージ



食品リサイクル・ループの推進

食品リサイクル・ループ計画の認定に係る特例措置



プラスチックをめぐる状況

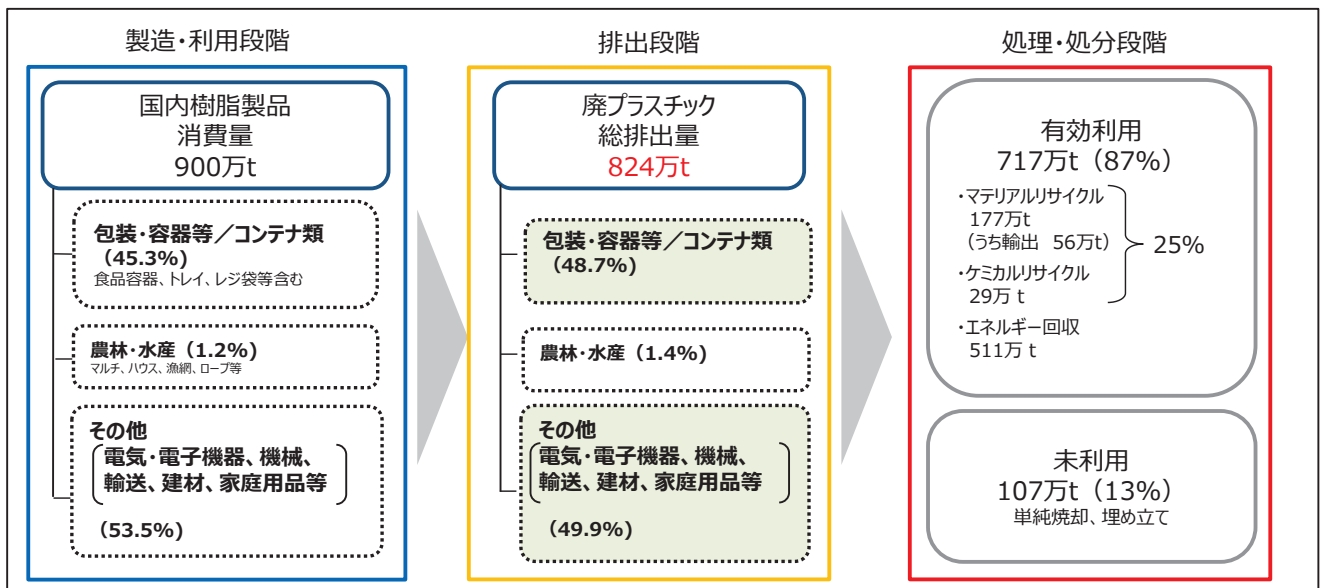


日本におけるプラスチックの製造・排出・処理等の状況

- ✓ 日本では年間824万トンのプラスチックが排出（食品産業に由来するものは「包装・容器等／コンテナ類」と「その他」の内数）。
- ✓ 排出されたプラスチックは25%がリサイクル、13%が焼却・埋め立て。
- ✓ 世界の廃プラスチックは、9%がリサイクル、68%が焼却・埋め立て（※）であることと比較すると、日本のプラスチックのリサイクルは進んでいる状況。

※参考資料：Global Plastics Outlook Policy Scenarios to 2060（2019年）

○プラスチックのマテリアルフロー図（2021年）



出典：2022年度（一社）プラスチック循環利用協会資料

海洋プラスチック問題

- ✓ 漂着ごみの総回収量のうち、**プラスチックが占める割合は91%**。
- ✓ また、各プラ分類の漂着量が、総回収量に占める割合は、「**海域由来**」と「**容器包装**」が同程度。
- ✓ プラスチック漂着量ランキングの上位には、ボトルのキャップやふた、飲料用のペットボトル等の食品関係の容器包装が含まれる。

1. 漂着ごみの総回収量のうちプラスチックが占める割合 (令和3年度)

	個数(個)
総回収量※1	105,962
プラスチック※2	96,250
プラスチック割合	91%

※1 人工物のみを総回収量を指す

※2 プラスチックには発泡スチロールを含む

2. 各プラ分類の漂着量が総回収量に占める割合 (令和3年度)

	個数(個)	割合
海域由来※1	39,952	38%
容器包装	37,824	36%
製品	10,771	10%
上記以外※2	7,696	7%

※1「海域由来」には、主に海域で使用されたと考えられる漁網等の漁具や釣り具が含まれる。

※2「上記以外」には破片類やウレタン、既存の分類品目に当てはまらなかったものが含まれる。

3. プラスチック漂着量ランキング (令和3年度)

順位	品目	個数(個)	割合※1
1	ボトルのキャップ、ふた	14,005	15.2%
2	カキ養殖用まめ管(長さ1.5cm程度)	11,198	12.2%
3	プラ製ロープ・ひも	9,239	10.0%
4	カキ養殖用パイプ(長さ10-20cm程度)	8,953	9.7%
5	飲料用ペットボトル(1L未満)	8,160	8.9%
6	漁具_アナゴ筒(フタ、筒)	3,568	3.9%
7	ブイ	3,441	3.7%
8	食品容器	3,021	3.3%
9	食品の容器包装	2,797	3.0%
10	ウレタン	2,441	2.7%

※1「割合」はプラスチック総量における各品目の割合を示す

(参考資料) 環境省海洋ごみ実態把握調査 令和4年度調査報告書

18

食品産業で使われる主なプラスチック製品

- ✓ プラスチック製品は、①軽量で破損しにくいこと、②加工や着色が容易であること、③水分や酸素を通しにくく食品を効果的に保護できること等から、**食品産業で幅広く活用**。
- ✓ このうち、**容器包装**(●が付いたもの)の一般廃棄物は、「**容器包装リサイクル法**」に基づき、市町村が分別回収し、製造・利用事業者が費用を負担した上で、再生処理事業により**再生樹脂原料等としてリサイクル**。

青字はリサイクルが可能であるにも関わらず、廃棄されている可能性が高いもの

	繰り返し使用しない	繰り返し使用
食品製造 (中食を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●食品容器包装(屋外で飲食することがあるもの) ●食品容器包装(上記以外) ●PETボトル ●緩衝材 ●結束バンド ●手袋等の衛生用品 	<ul style="list-style-type: none"> ●原料容器包装(ポリタンク) ●調理器具 ●清掃用品 ●パレット ●コンテナ 
流通 (卸・小売)	<ul style="list-style-type: none"> ●レジ袋 ●弁当・総菜容器(屋外で飲食することがあるもの) ●トレイ ●発泡スチロール ●緩衝材 ●結束バンド ●カトラリー 	<ul style="list-style-type: none"> ●パレット ●コンテナ ●清掃用品 
外食	<ul style="list-style-type: none"> ●ストロー ●カップ・ふた ●カトラリー ●テイクアウト用容器(袋も含む) ●手袋等の衛生用品 	<ul style="list-style-type: none"> ●配膳用トレイ ●食器 ●調理器具(ボウル等) ●清掃用品 

19

プラスチックを取り巻く状況

【プラスチック資源循環戦略】

(令和元年5月31日策定)

- 海洋プラスチック憲章の内容をカバーしつつ、第4次循環型社会形成推進基本計画に基づくプラスチック資源循環戦略を策定。
- 具体的には、①使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減、②未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用、③バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進等を総合的に推進する。

【マイルストーン】

<リデュース>

- ①2030年までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ②2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③2030年までに容器包装の**6割**をリサイクル・リユース
- ④2035年までに使用済プラスチックを**100%**有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

- ⑤2030年までに再生利用を**倍増**
- ⑥2030年までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

【海岸漂着物処理推進法改正】(平成30年6月15日成立)

- マイクロプラスチック対策(事業者による使用抑制・排出抑制努力義務、政府によるマイクロプラスチック抑制のための施策の在り方についての速やかな検討及びその結果に基づき措置を講じる旨等)を規定。
- 海岸漂着物処理推進法に基づく政府の基本方針を令和元年5月31日に改定

【海洋プラスチックごみ対策アクションプラン】(令和元年5月31日策定)

- 海洋プラスチックごみ対策の推進に関する関係府省会議を設置(平成31年2月26日)し、新たな汚染を生み出さない世界を目指した、我が国の具体的、実効的なアクションプランを策定

【G20大阪サミット】(令和元年6月)

2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを旨とする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」に合意

【プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律】(令和4年4月1日施行)

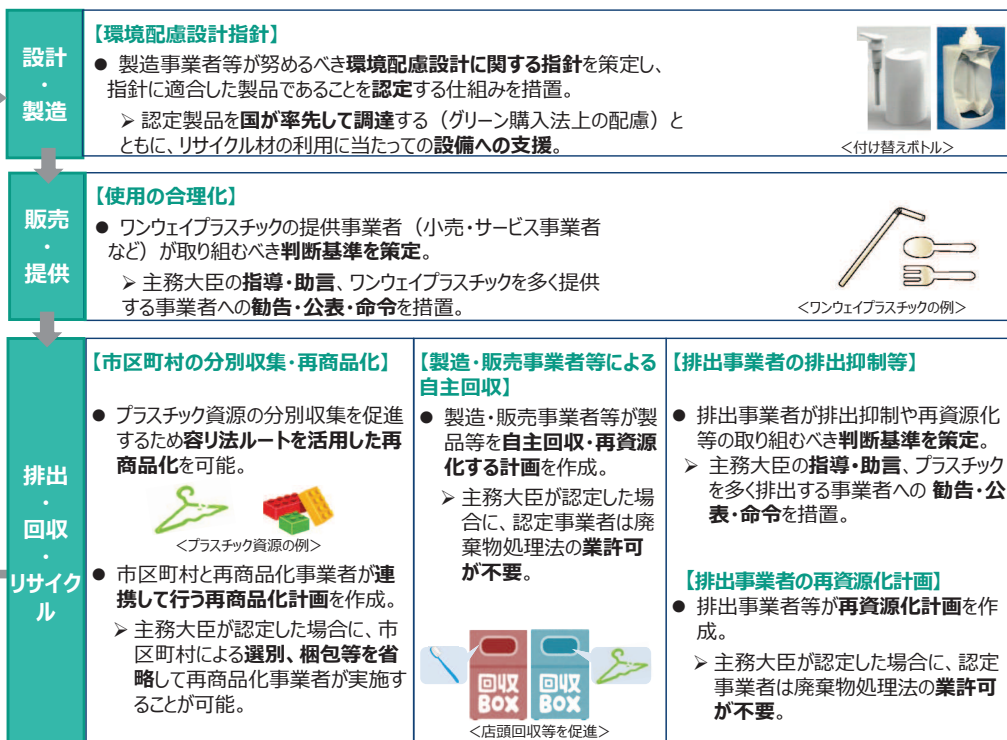
- プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでの各段階においてプラスチック資源循環の取組を促進

20

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(概要)

- ✓プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのプラスチック資源循環の取組を促進するため、プラスチック資源循環の促進等に関する法律が制定された(令和4年4月1日に施行)。

個別の措置事項



製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組(3R+Renewable)を促進するための措置を講じ、資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済(サーキュラー・エコノミー)への移行

21

<対策のポイント>

食品産業におけるプラスチック資源循環を促進するため、環境配慮設計による減量化等の取組が消費者等に理解されるよう、環境配慮設計等に関する情報収集や周知活動等の取組を支援します。

<事業目標>

- 容器包装のリデュースの促進によるワンウェイプラスチックの排出を抑制

<事業の内容>

1. 環境配慮設計に関する情報収集・分析及び発信

プラスチック資源循環促進法施行後の食品産業における環境配慮設計等に関する情報を収集・分析するとともに、それらの情報を発信（再生材・再生可能資源を原料とした容器包装・カトラリー類の使用の拡大に資する情報も収集・分析し、発信）する取組を支援します。

2. 環境配慮設計に関する普及啓発

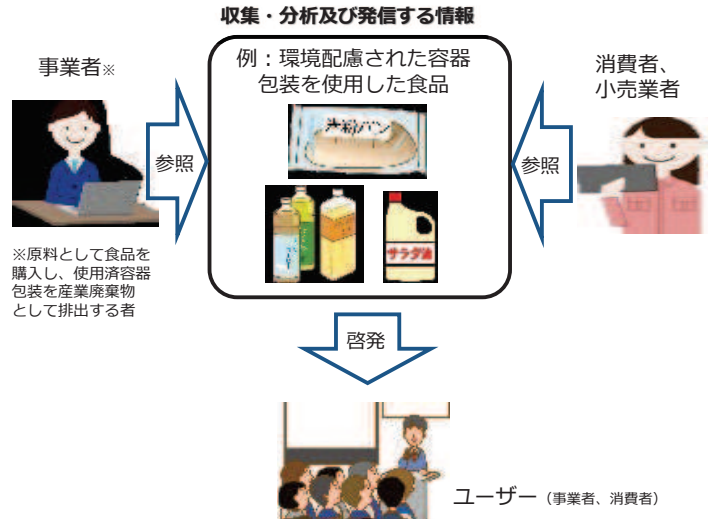
環境配慮設計された容器包装及びこれを使用した食品のユーザー（事業者、消費者）への普及・啓発活動としてイベント等での展示、説明会の開催（カトラリー類の使用の合理化の取組みも併せて）を行う取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

《環境配慮設計に関する情報収集や周知活動等の取組》

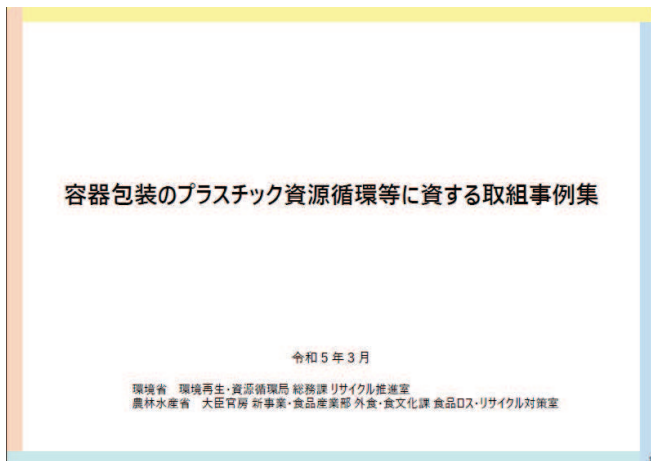


【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-6744-2053)

容器包装のプラスチック資源循環等に資する取組事例集の公表

✓ 環境に配慮された製品設計の促進を目的として、直近3年程度に実施されたプラスチック資源循環等に資する容器包装事例について、食品、飲料、日用品・化粧品、包装材メーカー約30社72事例を取りまとめ。

- ① リデュース（発生抑制）：容器の軽量化・薄肉化、包装の簡素化、プラスチック以外の素材への代替等
- ② リユース（再使用）：詰め替え、付け替え、その他再使用
- ③ リサイクル（再資源化）：減容化（潰しやすい等）、単一素材化、リサイクルが容易な材料の使用等
- ④ リニューアブル（持続可能資源の利用）：再生材やバイオマスプラスチック等の利用



事例掲載企業（カテゴリー毎、五十音順）

食品	飲料
・味の素株式会社 4	・アサヒグループホールディングス株式会社 20
・江崎グリコ株式会社 5	・キリンホールディングス株式会社 21
・エスビー食品株式会社 6	・サントリーホールディングス株式会社 23
・株式会社紀文食品 7	
・サラダクラブ株式会社 8	日用品・化粧品
・キュービー株式会社 9	・花王株式会社 24
・アバハタ株式会社 10	・クラシエホームプロダクツ株式会社 25
・シマダヤ株式会社 10	・株式会社コーセー 26
・株式会社日清製粉ウェルナ 11	・ユニリーバ・ジャパン株式会社 28
・日本ハム株式会社 13	・ライオン株式会社 29
・株式会社ブルボン 14	・株式会社イトーヨーカ堂/花王株式会社/ライオン株式会社 30
・マルハニチロ株式会社 15	包装材
・森永製菓株式会社 16	・株式会社エフピコ 31
・ヤマサ醤油株式会社 18	・王子エフテックス株式会社 32
・よつ葉乳業株式会社 18	・大日本印刷株式会社 34
	・東洋製罐グループホールディングス株式会社 35
	・凸版印刷株式会社 37
	・日本製紙株式会社 38

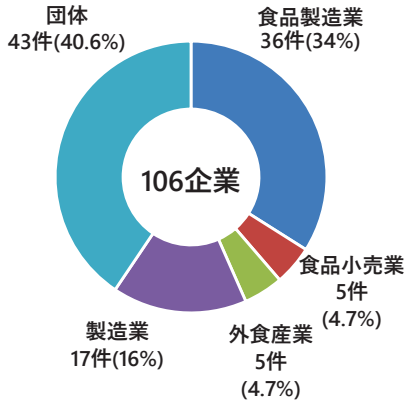
※掲載情報は2023年3月時点のものです。今後、リンク切れが生じる可能性がありますのでご了承ください。

食品産業等におけるプラスチック資源循環に資する自主的な取組の促進

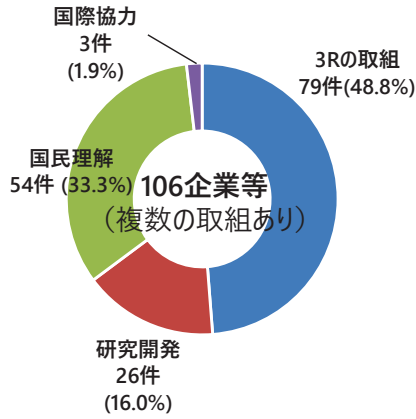
(プラスチック資源循環アクション宣言の募集)

- ✓ 農林水産・食品産業の各企業・業界団体に、プラスチックの資源循環に資する自主的な取組を促していくことを目的に、「プラスチック資源循環アクション宣言」を募集。令和6年2月2日現在、106件の宣言。

応募企業等の内訳



宣言の取組内訳



- ◆ 3 Rの取組
 - 減プラスチック
(使用抑制や有料化、代替素材の活用等ex.レジ袋、ストロー)
 - リサイクル・リユースの促進
(リサイクルしやすい素材の利用、再生原料の活用、使用済みプラスチックの店頭回収等)
- ◆ 研究開発
 - 技術開発・調査への支援・共同開発
 - 生分解性プラスチックの利用
- ◆ 国民理解の促進
 - 消費者との連携 (意識啓発イベント、環境美化活動等)
- ◆ 国際協力
 - 周辺国等への技術協力



記載のアドレスに各企業・団体の自主的なプラスチック資源循環の取組を紹介しています。

<https://www.maff.go.jp/j/plastic/index.html>

24

(参考) 食料・農業・農村基本法の見直し

見直しの4つの方向性

世界人口の増加や食料生産の不安定化によって、いつでも、安く、食料が手に入る時代ではなくなる!?

1. 皆さんに食料を届ける力の強化

- 不測時だけでなく、国民一人一人に食料が行き届くよう、平時から、食料安全保障に向けて取り組みます。
- 国内農業生産を増大しつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用などにより、安定した食料供給を図ります。
- 食料品店の減少やラストワンマイル問題などにより、食料品の入手に困難が生じないよう、食料を届ける力を整えます。
- 輸出を応援し、農業・食品産業の維持・発展を目指します。
- 農産物等について、消費者の理解を得ながら、食料システム全体の中で適正な価格形成を行うための仕組みについて検討します。

将来にわたって農業・食品産業を持続するために必要なことは?

2. 次世代へつなぐ、環境にやさしい農業・食品産業への転換

- 環境にやさしい持続可能な農業を展開するため、有機農業などを全国に広めます。
- 生産、加工、流通、小売といった食の関係者全員で、温室効果ガスの削減や食品ロス削減などを目指します。

農業生産を維持するためにどうする? 20年後には農業者が現在の1/4程度になる!?

3. 新たな技術も活用した、生産性の高い農業経営

- 生産性の高い農業ができるよう、農地の集積・集約化など環境を整備します。
- スマート農業をはじめとした新技術や新品種の導入などにより、更なる生産性の向上を目指します。

農村を元気にするために何が出来る? 農村の地域社会が維持できなくなる!?

4. 農村・農業に関わる人を増やし、農村や農業インフラを維持

- 農業者、非農業者にかかわらず、新たな就業機会を確保するための取り組みを進めます。
- 農業インフラについて、ICT導入やDXの取組等による作業の効率化を進めます。
- 用排水路などを管理しやすいものに整備し、保全管理しやすくするよう取り組みます。
- 人手不足な状況においても、農業者以外の参画を促進し、農業インフラを地域全体で維持管理していく取組を進めます。

食料・農業・農村基本法
ホームページ



25